

印西市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、犯罪の予防を目的として防犯カメラを設置する地域団体に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 専ら犯罪の予防を目的として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所（以下「公道等」という。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影され、録画されたものをいう。
- (3) 地域団体 市内の町内会、自治会、商店会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

(遵守事項)

第3条 地域団体は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、撮影範囲は必要最小限とし、特定の個人、建物等を監視しないこと。
- (2) 撮影される範囲のうち、公道等の画像面積が2分の1以上であること。
- (3) 設置場所を管轄する警察署との協議を経て、設置場所を選定していること。
- (4) 地域団体内で、設置についての合意を得ていること。
- (5) 他の法令等に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ていること。

(補助対象団体)

第4条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる団体は、防犯カメラを設置する地域団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び管理運用に関し、印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準拠すること。
- (2) 防犯カメラの設置事業は、第8条に規定する申請を行う年度内に着手し、かつ、完了すること。
- (3) 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意又は許可を得ていること。
- (4) 防犯カメラの設置について、他の法令等により、国、県又は市から補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラ等の購入及び取付け工事に要する経費（防犯カメラの設置を明示するための看板設置経費を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 既存施設の撤去又は移設に係る経費
- (2) 土地の造成に係る経費
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (4) モニターの設置に係る経費
- (5) 防犯カメラの維持管理に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1台につき20万円を限度とする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、次条の申請前に防犯カメラの設置場所、管理運用等に関し、防犯カメラ設置事業事前協議書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図及び現況写真
- (2) 撮影範囲を記した平面図
- (3) 設置に係る費用の見積書の写し
- (4) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- (5) 自主防犯活動の内容
- (6) 管轄警察署との協議結果が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に前条各号に掲げる書類（内容に変更のないものを除く。）添えて、市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、当該地域団体に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた地域団体（以下「補助団体」という。）は、第13条の規定による実績報告を行うまでの間に、次に掲げる事項を定めた防犯カメラ管理運用規程を定めなければならない。

- (1) 設置目的、設置場所及び設置台数
- (2) 撮影している旨の表示及び設置者の表示
- (3) 管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）の指定
- (4) 管理責任者等の守秘義務
- (5) 画像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法
- (6) 画像の利用及び提供の制限
- (7) 苦情処理に関する事項

（事業内容の変更）

第11条 補助団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ防犯カメラ設置事業変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第12条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、防犯カメラ設置事業変更承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により、当該補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助団体は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、防犯カメラ設置事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置後の現況写真
- (2) 設置後の防犯カメラから撮影した画像写真
- (3) 防犯カメラ等設置に係る契約書又は請書の写し（仕様書及び内訳の分かる部分を含む。）
- (4) 防犯カメラ等の設置に係る領収書の写し
- (5) 防犯カメラ管理運用規程の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
（額の確定）

第14条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、補助金の額を確定し、防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該補助団体に通知するものとする。

（交付の請求）

第15条 前条の通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第16条 市長は、補助団体が規則第18条に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、規則第19条の規定により補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（関係書類の保存）

第17条 補助金の交付を受けた補助団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を整理し、当該書類を補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

（維持管理）

第18条 補助団体は、設置した防犯カメラについて、防犯カメラ管理運用規程に基づき適切に維持管理しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。